

関本地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
奈義町	関本地区	平成24年6月	令和2年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.5 ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	4.3 ha
ii うち後継者が不透明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.0 ha
(備考) 面積は令和元年度関本地区中山間協定農地面積より算出	

2 対象地区の課題

・中心経営体等が引き受ける意向のある水田の耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が4.5haあり、引き受け希望面積は概ね満たすものの農地の耕作条件によって引き受けが危惧されることから水田の利用形態を模索する必要がある。
・省力化含め畦畔管理の仕方を考えていく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、中心経営体である(農)A営農組合を中核として認定農業者や認定新規就農者が担うことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(農)A営農組合	水稲・黒大豆	9.6 ha	水稲・黒大豆	9.6 ha	関本地内
認農	B	水稲・黒大豆	1.9 ha	水稲・黒大豆	2.9 ha	耕作可能地域内
	C	黒大豆	0.5 ha	水稲・黒大豆	1.5 ha	耕作可能地域内
認就	D		- ha	水稲・黒大豆	2.0 ha	耕作可能地域内
計	4人		12.00 ha		16.00 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・関本地区を重点実施地区とし、将来とも農地機能の維持を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
・農事組合法人の作業従事者の高齢化により営農の継続が困難になった場合には、認定農業者に法人運営を移転する等についても検討する必要がある。
・鳥獣害対策は、地域農業の基盤であり、防護柵の点検・修理、必要に応じ増設を行う。